

北秋田市立鷹巣東小学校いじめ防止基本方針

【基本方針策定の趣旨】

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのある許されない行為である。また、いじめを受けた児童のみならず、いじめを行った児童、観衆としてはやし立てたり面白がったりした児童、周辺で傍観していた児童を含む、全ての児童の心身の健やかな成長の妨げとなる。

平成29年3月に改訂された「北秋田市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、全ての児童が安心して生活し、共に楽しく学び合うことができる環境を学校・家庭・地域が連携して作り上げることを目指し、未然防止と早期発見、適切な対処を図るために基本方針を定めるものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは決して許されない行為であることを児童が十分理解した上で、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが必要である。

また、いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を見守る大人一人一人が「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識のもと、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係に基づいてそれぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④Bが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれておらず、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意する。

2 未然防止のための取組

(1) 教育活動全体を通じて、全校児童にいじめは決して許されないことを理解させる。

- ①未然防止に関する指導を年間計画に位置付ける。
- ②同調又は傍観する行為も加担する行為であることを理解させ、集団機能を強化する。

- ③ ネット上の不適切な書き込み等もいじめに該当することを理解させる。
- (2) 心の通う人間関係を構築する姿勢やストレスに適切に対処できる能力を養う。
 - ① 互いが認め合い、助け合う学級集団づくりと、学び合いを通して一人一人が生き生きと学ぶ授業づくりに努める。
 - ② 学級や集団生活の中で日常的にいじめ問題について触れる。
 - ③ 道徳や特別活動を中心に、自他を認め合う態度や互いに尊重し合う人間関係を育む。
 - ④ 縦割り班活動や体験活動、異年齢集団での交流などを通して、共に活動する喜びや人・自然を思いやる気持ちを培う。
 - ⑤ 自己有用感を高められる場面や困難を乗り越えるような場면을意図的に設ける。
- (3) 児童がいじめ防止のために主体的に行動し、いじめを許容しない雰囲気形成する。
 - ① いじめ防止集会や標語募集を行うなど、児童自らがいじめ防止に取り組めるように、児童会を中心とした活動を活発化させる。
 - ② 児童自らがいじめ防止に取り組めるような講話や話し合い活動を展開する。
- (4) いじめ未然防止対策についての職員研修を行い、共通理解と指導力の向上を図る。
 - ① 方針や取組を全教職員で共通理解を図るとともに、定期的に評価や見直しを行う。
 - ② 教職員の不適切な認識や言動が児童の心を傷つけたり、他児童によるいじめを誘発・助長したりすることのないよう指導に細心の注意を払う。
 - ③ 外部の指導者を招くなど、有効な手立てについて学ぶ研修の機会を設ける。

3 早期発見のための手立て

- (1) 些細な兆候であっても、疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識するように努める。
 - ① 児童を語る会等、気になる変化や行為について職員がいつでも共有できる体制をとる。
 - ② 健康観察の際に一人一人の表情を観察したり、生活の様子から気になることをチェックしたりしながら、養護教諭との日常の情報交換も密に行う。
 - ③ グループ内のいじめは、被害者の訴えがなかったり、遊びや悪ふざけという外観でカモフラージュされやすいため、特に注意深く観察をする。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、電話相談窓口を児童及び保護者に周知するなど、被害を訴えやすい体制を整え、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努める。
 - ① 市のいじめアンケート調査等をもとに実態把握し、教育相談を実施して事実確認を行う。
 - ② 児童の悩みを過小評価せず、被害児童の安全を確保しながら真摯な態度で向き合う。
 - ③ 相談に当たっては、他児童の目に触れぬよう、場所や時間帯に慎重な配慮をもって行う。

4 いじめへの対処・早期対応

- (1) いじめの存在が確認された場合、被害児童の安全を確保しつつ、加害児童に対して事情を確認した上で早期に適切な指導を行う。
 - ① 児童から相談を受けながら、問題を先延ばしにするようなことは絶対に避ける。
 - ② いじめられた児童にとって信頼できる者と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
 - ③ いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であること、自らの人間性も損なう行為であること、場合によっては犯罪に該当することを理解させる。併せて、根元となっている内的な不満やストレスを把握し、健全な形で克服できるように支援する。

- ④事実調査については、できる限り一斉かつ個別に聞き取りを行う。
 - ⑤いじめを傍観していた児童に対しても、人間として直接又は間接的(通報等)にいじめを阻止する行動をすべきことを指導する。
 - ⑥状況に応じて、臨時の学級会や児童集会を開き、いじめを絶対に許されない行為として、根絶しようとする意識や態度に結びつける指導を行う。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や市教育委員会への迅速な連絡・相談を行う。また、事案に応じては関係機関との連携を図る。
- ①個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。
 - ②状況把握と併行して、加害児童と被害児童の保護者にも迅速に連絡を入れて状況を説明する中で、解決に向けての望ましい協力関係を構築する。
 - ③安全管理者責任に基づき、児童同士、保護者同士の和解と再発防止の手立てを講じる。
- (3) 下記のような重大事案が発生した場合は、直ちに市教育委員会及び学校の設置者に報告し、設置者の判断の下で設置者又は学校が主体となって調査し適切に対処する。
- ①いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるが場合。
 - ②いじめにより、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされる状況が予想される場合。

5 地域や家庭との連携

- (1) 管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学級担任等による対策委員会組織を設置するとともに、必要に応じて専門的知識を有する外部人材の参加も要請する。
- (2) P T A や地域の関係団体等といじめの問題について取り上げる機会を設ける。
- (3) 教育活動全体での地域貢献活動の充実により、児童が大人と関わる機会を数多く設定することで、未然防止と早期発見の協力体制を強めていく。
- (4) 教育相談の実施に当たっては、スクールカウンセラー等のアドバイスを活かしたり、学校外の相談窓口と情報交換をしたりして連携体制を強化する。
- (5) これらの基本方針については、学校報やホームページ等でも公開する。